

# 任意継続被保険者制度のご案内

任意継続を申請する方は、申請する前に制度の趣旨をご理解のうえ、申請してください。

日本国土開発健康保険組合

## 1. 任意継続被保険者加入資格の条件※次の要件を全て満たしていること

- (1)会社を退職していること
- (2)退職日（資格喪失前日）までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること
- (3)資格喪失日（退職翌日）から20日以内に任意継続の申請が完了していること
- (4)納付期限までに保険料を納めること

## 2. 任意継続の保険料

「退職などによる資格喪失前の保険料の約 2倍」または「当組合の前年度平均標準報酬月額分の保険料」のどちらか少ない額な方となります。実際の額は当組合へお問合せください。保険料率の変更等によって変わる場合があります。

## 3. 保険料の納付

- (1)初回は、当組合からお送りする「任意継続保険料納付書」に記載された保険料を納付期限までに納付してください。
- (2)2回目以降は、その月の10日(土曜、休祭日は翌営業日)までに納付してください。2回目以降納付期限までに納付がない場合は、その翌日から被保険者の資格がなくなり、被保険者証も使用できなくなりますので速やかにご返却ください。
- (3)振込手数料は自己負担です。
- (4)保険料の自動引落は行っていない。

## 4. 任意継続被保険者の資格が喪失となる時

- (1)任意継続被保険者となった日から2年が経過したとき
- (2)再就職をして他の健康保険、船員保険、その他各種共済組合の被保険者となったとき
- (3)毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- (4)被保険者が死亡したとき
- (5)75歳になり後期高齢者医療制度へ移行したとき
- (6)喪失希望を被保険者に申出をし、申出が受理された日の翌月1日が到来したとき

## 5. 保険給付・保険事業等

保険給付・保健事業とも在職中とはほぼ同じ給付が受けられます。傷病手当金および出産手当金は、任意継続加入時に継続給付要件を満たしている場合に受給可能です。

## 6. 以下に該当する場合は速やかに当健保へご連絡ください

- (1)再就職した場合
- (2)氏名が変更になったとき
- (3)住所または電話番号が変更になったとき
- (4)保険証を紛失した場合
- (5)扶養家族が他の保険に加入したとき

ご不明な点がありましたら当健康保険組合へお問合せください。

日本国土開発健康保険組合

TEL (03)-6890-4371 【a.m.8:30-12:00 p.m.13:00-17:30】